

後期高齢者医療制度に加入されている方へ

令和4年10月1日から使用する新しい被保険者証を9月下旬までに送付します

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が1割負担の方のうち、一定以上の所得がある方は、窓口負担割合が2割になります。これにより、窓口負担割合は1割・2割・3割の3区分となります。

10月からのご自身の窓口負担割合については、今回送付する被保険者証でご確認ください。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%
(潮来市では約14%)

※有効期限：令和5年7月31日



※現役並み所得者（3割）の方は、現行どおり3割負担となります。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122